

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（重要事実に係る規制の適用除外）</p> <p>第五十九条 法第六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 業務等に関する重要事実（法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実をいう。以下この項において同じ。）を知る前に上場会社等との間で当該上場会社等の発行する特定有価証券に係る売買等に関し書面（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該売買等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該売買等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売買等を行う場合</p> <p>〔二〇十三 略〕</p>	<p>（重要事実に係る規制の適用除外）</p> <p>第五十九条 〔同上〕</p> <p>一 業務等に関する重要事実（法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実をいう。以下この項において同じ。）を知る前に上場会社等との間で当該上場会社等の発行する特定有価証券に係る売買等に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該売買等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該売買等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売買等を行う場合</p> <p>〔二〇十三 同上〕</p>

<p>十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合</p> <p>イ 業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面による契約の履行又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等の書面による計画の実行として売買等を行うこと。</p> <p>「ロ・ハ 略」</p> <p>「2」4 略」</p>	<p>十四 「同上」</p> <p>イ 業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。以下イ及び第六十三条第一項第十四号イにおいて同じ。）による契約の履行又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等の書面による計画の実行として売買等を行うこと。</p> <p>「ロ・ハ 同上」</p> <p>「2」4 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	